

随意契約の契約状況表

(環境部)

契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1 清掃施設課	福宗環境センター清掃工場燃焼設備外点検整備業務委託	令和8年2月25日	福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-27 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	24,750,000	2号	福宗環境センター清掃工場における主要設備機器の年次点検整備を行い、施設全体の性能維持を図るとともに、発電所としての保安の確保を目的とするものである。 本施設は廃棄物を適正かつ安全確実に処理することを目的としており、またごみ焼却により得られた熱エネルギーを電力に変換して送電する設備を有していることから、発電所として安全かつ安定的に電力を供給する責務を負っています。具体的には廃棄物処理法、電気事業法の適用を受けます。後者については関係法令のほか、技術基準への適合状態を維持する義務がある。 しかし、整備が不十分な場合、不測の事態が生じて焼却炉の計画外停止を余儀なくされる可能性があります。その場合、ごみ処理計画に支障をきたし、市民生活にも多大な影響を与えかねません。よって焼却炉・ボイラーをはじめとする重要機器はプラントの性能維持及び信頼性確保の点から、構成部品を交換するなど計画的に整備を行う必要がある。 なお、対象施設は、機器相互が関連したシステムであるため、実施に当たってはシステム全体を熟知した上で点検整備をする必要があり、点検整備に際して、設備に不具合が発見された場合の迅速な部品の調達、設計にまで遡った的確な対応を行えるのは、施工プラントメーカーによる場合に限られるため。
2 清掃施設課	福宗環境センター清掃工場計量パソコン点検業務委託	令和8年1月15日	大分市大字三佐山ノ神966-1 (株)エクセム	1,320,000	2号	本業務委託は、福宗環境センター清掃工場の計量パソコンの点検を行うものです。 実施にあたっては、特殊な技術や高度な知識が不可欠で、安全性の確保、ごみ受入設備との関連もあり、本設備に熟知している必要があります。 また、機器の中には通常調達困難な特殊部品が多く、納入設置業者でなければ調達できない部品及びソフトウェアもあります。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、ソフトウェアの構築及びシステム納入設置業者である株式会社エクセム 代表取締役 梶原 哲也 氏と随意契約いたしました。
3 清掃施設課	大洲園処理場PH計外点検業務委託	令和8年2月1日	大分市下郡東1-7-2 (株)旺計社大分支部	1,211,331	2号	本委託は、大洲園処理場に設置されているPH計、塩素濃度計及びガス検知器の点検業務を行い、機能維持の確保を目的とするものです。 これらの計器は、本処理場の運転監視に必要なデータ表示や各設備の自動制御に必要な測定信号を送っており、極めて重要な計器であります。 本委託の施行にあたっては、当該計器類に関する高度な知識や特殊な技術が不可欠で、施行に関する豊富な経験と知識が必要とされます。また、点検に関する技術的支援や交換部品の調達等で、製造メーカーの東亜DKK株式会社もしくはその代理店以外に本委託を行わせることは極めて困難であります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、製造メーカーである東亜DKK株式会社の代理店である株式会社旺計社大分支部と随意契約にて施行いたしました。
4 環境対策課	令和7年11月佐賀県大規模火災の災害廃棄物処理に係る石綿撤去等コンサルティング業務	令和8年1月8日	東京都千代田区 (一社)日本石綿対策技術協会	990,000	5号	本業務委託は、佐賀県で発生した大規模火災に関して急務を要する災害復旧の起点となる、建築物等の解体やがれきの撤去に係る石綿含有建材の撤去方針の策定や建材判定等を行うものです。 業務については、公費解体を年度内に着手する必要があり、現場での作業を実施するまでに方針策定が必要となる等、迅速かつ適正な業務実施が求められます。 上記業務を行うためには、環境省主催の石綿講習や地方公共団体の災害対策等コンサルティング業務の受注実績があり、業務を受託する体制が整っている一般社団法人日本石綿対策技術協会に委託することが適当となります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、一般社団法人日本石綿対策技術協会 代表理事 姫野 賢一郎と随意契約にて施行いたしました。